

(仮称) 宮城県がん対策推進条例案の概要

1 条例検討の背景

- がんは、本県では昭和59年から死因の第1位であり、生命・健康にとって重大な問題となっている。
- 全国では、がん対策推進に係る条例について、41道府県ですでに制定されており、本県でも条例の制定を望む声が寄せられている。
- このような状況を踏まえ、「宮城県がん対策推進計画」等に基づく県民本位のがん対策が一層推進されるよう、がんの予防、早期発見、良質な医療が適切に提供される体制を確立し、県民一人ひとりががんについての理解を深め、がんになり患しても健康で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする「(仮称) 宮城県がん対策推進条例」を制定しようとするもの。

2 主な条例案の内容

- 様々な主体との役割分担・協働の下、がん対策を推進するため、県、市町村、県民、保健医療福祉関係者、医療保険者、教育関係者、事業者の責務・役割について規定する。

(参考：条例案 第三条～第九条)

- 県が講ずるべき基本的施策等として、がんの予防の推進、がんの早期発見の推進、がん医療の充実など計12項目について規定する。

(参考：条例案 第十条～第二十一条)

- 施策を推進するため、県が必要な財政上の措置を講ずることを条例で明らかにする。

(参考：条例案 第二十三条)

3 条例改正の議案提出時期 (予定)

令和7年2月定例会